

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年4月1日
担当課	みどりと花の課

契約業者名・住所	公益財団法人 松戸みどりと花の基金
工事等の名称	松戸市育苗圃運営管理業務委託
工事等の場所	松戸市金ケ作247番地の2
種別	緑地管理
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	13,992,000円
工事等の概要	樹木と草花の生産及び供給や緑化見本園としての活用、みどりの愛護団体等の交流の場として、市民の緑化意識の高揚を図るため、金ケ作育苗圃における草花・樹木の生産・管理・出荷及び場内管理を行う。
随意契約の理由	<p>「公益財団法人松戸みどりと花の基金」は、広く市民の自発的、積極的な参加を得て、都市緑化の推進を図り、もって緑豊かな潤いと安らぎのある健康的で住みよいまちづくりを推進することを目的として設立された公益法人です。</p> <p>当基金はこの設立の趣旨に沿い、市民の都市緑化活動に対する奨励及び支援や、地方公共団体からの都市緑化の推進に関する受託等を掲げ事業を展開しています。</p> <p>本事業の委託場所である金ケ作育苗圃は、公共施設花壇や緑化愛護団体等の配付用草花の生産及び肥培管理を行っております。また、育苗圃内に整備したハーブ園、野草園及び生垣見本園等を市民に開放し、草花等の栽培講習会などを実施して緑化愛護団体への活動参加のきっかけづくりと、市内花いっぱい運動の展開を担う中心的な場所として位置づけされています。</p> <p>これらのことから、本業務は育苗圃での事業、委託業務の性質並びに土地使用契約等を勘案すると、本市の外郭団体である「公益財団法人松戸みどりと花の基金」と随意契約することが最適と思慮されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とします。また、当基金は平成13年度より金ケ作育苗圃の管理運営を行っている実績があることを申し添えます。</p>